平成２１年（フ）第２１８号
香川県丸亀市郡家町483番地３
債務者　西山　友通
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月25日午前９時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３０６０号
横浜市港北区新吉田町5785番地
債務者　田中　夕子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１８０号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目７番41号
債務者　中村　浩
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８４号
愛知県豊田市田中町５丁目38番地　第２聖心清風西寮
債務者　加芝　和夫
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２２１７６号
東京都世田谷区南烏山６丁目13―６―303
債務者　山崎　慎一
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２７９号
東京都練馬区貫井３丁目54―３―205
債務者　佐谷　尚香
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３５２号
東京都豊島区西池袋２丁目25―５―205
債務者　佐藤　都美
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３５４号
東京都台東区寿１丁目６－１―702
債務者　南　貞子
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３５９号
東京都板橋区三園１丁目48―10―704
債務者　榎本　宏
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３６７号
東京都東村山市本町１丁目13―５―202
債務者　田村　伸男
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３７０号
千葉県流山市向小金４丁目28―11―105
債務者　山崎　義孝
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３７１号
埼玉県所沢市並木８丁目１－２―204
債務者　渡邉　秀男
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４４１号
埼玉県和光市新倉１丁目３―34―203
債務者　飯島　澄子
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４４５号
神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町３―９、住民票上の住所東京都大田区南蒲田１丁目６―14―205
債務者　田中　俊信
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４４６号
東京都大田区南蒲田１丁目６―14―205
債務者　田中千代香
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４４９号
東京都足立区千住緑町２丁目26―６
債務者　加藤　智美（旧姓赤間）
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部